

工事完成払代金の債権譲渡の取扱い

遠軽町が発注する建設工事の受注者が、円滑な資金調達等を図るため、遠軽町に対して有する完成工事未収入金債権を金融機関に譲渡する際の取扱いを次のように定めましたので、お知らせします。

概要

■対象となる債権（次の2項目を全て満たす必要があります。）

- ・遠軽町が発注する予定価格が200万円を超える遠軽町建設工事執行規則第2条に規定する建設工事で、工事の受注者が有する完成払代金の支払請求権であること。
- ・引き渡しを終えた工事の債権であること。

■譲渡債権の金額

- ・工事請負代金額から前金払及び部分払等の支払額を控除した額（違約金等相殺すべき債権がある場合は、これを相殺した後の額）の範囲内の額。

■債権の譲渡先（次のいずれかとなります。）

- ・預金保険法第2条第1項に規定する金融機関
- ・町長が特に認めた機関（上記金融機関が設立した特別目的会社）

申請にあたって

■事前連絡

債権譲渡の承諾に係る手続を迅速に進めるため、債権を譲り渡そうとする工事の受注者または債権を譲り受けようとする金融機関から、下記担当宛てに事前連絡をお願いします。

■提出書類

債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 1部

■申請後の流れ（詳しくは、遠軽町ホームページのフロー図をご確認ください。）

- ・遠軽町では、申請書を受理した日から5日以内（休日を除く。）に、承諾の可否を受注者に通知します。
- ・受注者は、申請を承諾された場合にあつては、債権を譲り渡そうとする金融機関と債権譲渡契約の締結を行い、金融機関から譲渡金を受け取ってください。
- ・金融機関は、工事の受注者へ譲渡金の支払い後、支払請求書（様式第5号）と債権譲渡契約書の写し（各1部）を遠軽町（総務部総務課契約担当）へ提出してください。
- ・支払請求書を受理した日から40日以内に、金融機関が指定した口座に代金を振り込みます。

お問い合わせ

遠軽町総務部総務課契約担当

電話：0158-42-4271 F A X：0158-42-3688 E-mail：keiyaku@engaru.jp

遠軽町ホームページ：<https://engaru.jp>